

MightyCheckerPRO 4月更新後の留意事項について

2016年4月28日
株式会社エーアイエス
医科MC事業部

拝啓

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて先週末リリースさせていただいた **MightyCheckerPRO** 4月更新について、その後の検証やユーザー様からのご照会等含め、注意点を整理させていただきます。各項目に留意して運用していただきたくお願い申し上げます。ご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ありません。

下記ご一読の程、よろしくお願い致します。

なお、念のため申し添えますが、**Mighty QUBE PRO** は、特に留意事項はございません。

敬具

記

1. 湿布薬 70 枚超の判断について

<判断基準>

「1 処方において 70 枚を超える」をチェックする固定点検 000308 を追加しましたが、現在は下記【現在の点検内容】で動作しています。

【現在の点検内容】 ひと区切り内、1 回の処方数量として 70 枚超の場合に警告

【検討中の点検内容】 区切りに関わらず、1 回処方分として 70 枚超の場合に警告

<対応方法>

1 回処方分が正確に判断できませんが、精度の高い点検ができないか検討中です。

ご迷惑をお掛けいたしますが、今しばらくお待ちいただけますようお願い致します。

2. レセプト点検中に異常終了する件について

<内容>

医事会計システムの出力形式にも依存するため、問題のない医療機関様もあるのですが、出力レセプトに、複数の一般名処方加算 1 あるいは 2 が記録された場合に、異常終了するケースが報告されました。

<対応方法>

4/23 (土) にリリースしました、バージョン 2. 50. 03 を実施していただくことで、正常に点検できるようになります。

3. 樹形図の点数計算について (DPC のみ)

<内容>

樹形図表示において、医療機関別係数と日数を入力し、包括評価部分の点数を計算する機能を搭載しておりますが、計算に誤りがありました。

<対応方法>

次回、5月23日(火)の更新で改修させていただきます。

5月更新を実施するまでの間は、点数計算機能をご使用されないようお願い致します。

4. 固定点検 000300、000301：一般名処方加算の判断について

<内容>

一般名処方加算1、一般名処方加算2の算定可能、算定不可のチェックに誤りがありました。現在下記のように動作しています。(詳細別紙)

【現在の点検内容】 一般名処方不可能な医薬品も含めて、算定可否をチェックしている

【対応予定の点検内容】 一般名処方不可能な医薬品は、判断の対象外とする

<対応方法>

次回、5月23日(火)の更新で改修させていただきます。

「メインメニュー」→「チューンアップ」→「固定点検」をクリックし、固定点検 000300、000301 を【標準に戻す】に設定いただき、点検対象のチェックを外していただきますようお願い致します。

5. 固定点検 000143：副傷病名の候補出力の病名表示について (DPC のみ)

<内容>

固定点検 000143 (2015年2月に追加した固定点検) で、当初より疑義文章に傷病名が入らないことがあることが判明しました。

副傷病名の候補に次のようなものがあります「」

<対応方法>

5月更新を実施するまでの間は、疑義文章に傷病名が埋め込まれない場合がございますので、ご迷惑をお掛けいたしますが予めご了承ください。

6. 併算定設定：N01172、N01173 食事療養（流動食）の算定時の警告について

<内容>

登録の内容に不備があったため、食事療養（流動食）の算定時に入院食事療養費 1、2 の算定がありませんとの警告が出てしまいます。

<対応方法>

次回、5月23日(火)の更新で改修させていただきます。

5月更新を実施するまでの間は、読み飛ばしていただくようお願い致します。

以上

(別紙)

4. 一般名処方加算（固定点検000300、000301）の判断について

●前提条件

- ・院外処方薬は提出用の医科レセプトに含まれないので、点検用のレセプトに出力された場合のみ点検対象となります。
- ・上記の場合でも、個別の医薬品が処方された場合でなく、薬剤の一般的名称が処方せんに記載された場合は点検用レセプトに記載する方法が一般的にはなく、電子レセプト出力側（医事会計側）の仕様に依存します。
- ・最低薬価の後発医薬品が記載される等の例はありますが、別の医薬品の場合も有り得ますし、さらに、全く記載されない場合も有り得えます。
- ・MCPROとしては、この点検上では、まず、記録された「全ての医薬品が一般名処方されたもの」として点検を行っています。
- ・この場合の処方の範囲は、同一算定日の医薬品すべてを対象とします。区切りには依存していません。

●レセプト記録例

- 21 * アダラートCR錠 20mg 2錠
オルメテック錠 10mg 2錠
算定日30日
* ユリノーム錠 50mg 1錠
算定日30日
* メバロチン錠 5 5mg 1錠
算定日30日
80 * 処方せん料（その他） 68×1
算定日30日
* 一般名処方加算 1（処方せん料（その他）） 3×1
算定日30日

●現在（4月版）の処理

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| * アダラートCR錠 20mg 2錠 | 一般名処方対象 |
| オルメテック錠 10mg 2錠 | 一般名処方対象外（これも判断の対象としています） |
| * ユリノーム錠 50mg 1錠 | 一般名処方対象 |
| * メバロチン錠 5 5mg 1錠 | 一般名処方対象 |

全ての医薬品（2品目以上）が一般名処方されているわけではないとして、一般名処方加算1を警告とします。また、1品目でも一般名処方されたものが含まれているとして、一般名処方加算2を算定可能とします。

実際には、これでは警告が出すぎるため、5月版で一部修正します。

●改修後（5月版）の処理

「全ての院外処方薬が一般名処方可能かどうか」でなく、「一般名処方可能な医薬品が存在するか」という判定にします。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| * アダラートCR錠 20mg 2錠 | 一般名処方対象 |
| オルメテック錠 10mg 2錠 | 一般名処方対象外 ⇒ 判断の対象外とします |
| * ユリノーム錠 50mg 1錠 | 一般名処方対象 |
| * メバロチン錠 5 5mg 1錠 | 一般名処方対象 |

2品目以上（この場合は3品目）が一般名処方されているとして、一般名処方加算1は算定可能とします。

●一部、先行して回答させていただいた医療機関様へ

以前の回答で、1処方の範囲を区切り内としている説明をしていましたが、説明の誤りでした。この点検では、区切り内ではなく、同一算定日での判断としています。

●備考

処方せん料が、同日2回以上算定されている算定日については、点検を行いません。